

## 福岡県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）等の制定による一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員配置の基準を改めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

### 2 改正の概要

(1) 一時保護施設に配置すべき保育士として、地域限定保育士の配置を可能とするもの。

現行	改正後
(職員) 第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、學習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。（略）	(職員) 第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、學習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。（略）

(2) 児童指導員の資格について、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加するもの。

現行	改正後
(児童指導員の資格) 第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一～三（略） (新設)  四～十（略） 2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。	(児童指導員の資格) 第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一～三（略） 三の二 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 四～十（略） 2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則別表第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

(3) その他所要の規定の整理を行うもの。

### 3 施行期日

2の（1）及び（3）公布の日  
2の（2）令和8年3月1日

## 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）等の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等の職員配置の基準を改めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

### 2 改正の概要

- (1) 保育士に関する規定について、地域限定保育士を追加する。
  - ア 保育所、児童養護施設及び児童心理治療施設に配置すべき保育士
  - イ 乳児院に配置する看護師に代えて配置することができる職員
  - ウ 母子生活支援施設に配置する母子支援員の資格
  - エ 児童厚生施設に配置する児童の遊びを指導する者の資格
  - オ 児童自立支援施設に配置する児童生活支援員の資格
- (2) 児童福祉施設に入所した乳幼児について、母子保健法に規定する健康診査が行われた場合であって、当該健康診査が児童福祉施設の長が実施すべき健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、児童福祉施設の長は、健康診断の全部又は一部を行わないことができるることとする。
- (3) 乳児院の長等の資格について、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加する。
- (4) 児童自立支援施設に配置する児童自立支援専門員及び児童生活支援員の資格について、精神保健福祉士の資格を有する者を追加する。
- (5) その他、所要の規定の整理を行う。

### 3 施行期日

- 2の(1)、(2)及び(5)の一部 公布の日
- 2の(3)、(4)及び(5)の一部 令和8年3月1日